

会報

第 119 号

<令和 6 年 1 月 1 日発行>

一般社団法人川越地区労働基準協会

インボイス登録番号[T2030005008612]

〒350-1124 川越市新宿町 2 - 6 - 9

TEL (049) 244-9422 FAX (049) 242-0613

[URL] <https://kawagoe-roudou.sakura.ne.jp>

4月上旬にホームページをリニューアル予定です!



新年のごあいさつ

一般社団法人川越地区労働基準協会
会長 白井 宏一

平素は、協会の事業運営にご理解・ご支援を賜り心より厚く御礼申し上げます。本年が会員各位にとりまして、無災害で健康と幸せが溢れる素晴らしい一年になりますようにご祈念申し上げます。

去年は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、コロナ禍で中止となっていたイベントが再開されるようになりました。また、線状降水帯による大雨や史上最高の暑さとなった夏、そして昨年から続く物価高に翻弄されました。

一方では、WBCでの世界一、阪神38年ぶりの日本一、大谷翔平選手の大リーグでの活躍と2023年は野球の話題に事欠かない1年でもありました。

そして今年は、海外の戦争や紛争の収束がカギを握るほか、政府・行政による多岐にわたる経済政策や、企業のビジネス環境の変化への対応力が問われる1年となる予想にあります。

当協会では、従業員の安全と健康を守るうえで中核となる安全衛生教育について、その重要性を啓発するとともに、法定教育は勿論それ以外の一般教育の充実を図り、死亡災害ゼロを目指しています。今年こそは、悲願のゼロを達成しようではありませんか。なお、4日以上のお休業を伴う死傷者数の削減には、3割弱を占める高齢者の災害防止や転倒災害の削減が欠かせません。

また、労働行政も「少子高齢化」「生産年齢人口の減少」「人への投資の強化」がキーワードとなり、5年前の重点施策「働き方改革」から「キャリア」「多様性」にシフトしている現状に対応していくためにも、会員の増強が欠かせません。会員各位のご理解を頂き、会員の増強にも格段のご努力をお願い申し上げます。

正しい知識で 職場を安全・健康に！



新年のごあいさつ

川越労働基準監督署

署長 川又 裕子

謹んで新春のお慶びを申し上げます。一般社団法人川越地区労働基準協会会員の皆様には労働行政の推進にご協力、労働災害防止にご尽力いただき御礼申し上げます。

令和5年度が初年度となる第14次労働災害防止計画では、誰もが安全で健康に働くことができる社会を目指しています。令和5年11月末現在で川越労働基準監督署管内では4件の死亡災害が発生し、新型コロナウイルス感染症を除いた休業4日以上死傷災害は817件と、前年同期よりわずかに増加しています。引き続き「ゼロ災害」を目指し、取り組んでいきましょう。

また、4月から時間外労働の上限規制の猶予がなくなります。実施に向けて心配事等ありましたら、お気軽にご相談ください。

管内すべての職場の皆様が安全で健康に働ける環境を整備し、安心して働くことができる年になるよう、職員一丸となって取り組んでまいります。

貴会と会員皆様の益々のご発展と飛躍の年になることを祈念いたします。

11月21日 川越市内で優良従業員表彰式を実施



令和5年度優良従業員表彰式を開催し、会員企業15事業場25名を表彰しました。出席した受賞者には、一人ひとり白井会長から表彰状・記念品を手渡されました。長年にわたり誠実に勤務し、会員企業の発展や地域社会に貢献された功労従業員を表彰し、今年で46回目を迎えました。

－ 良い睡眠で、からだもこころも健康に。－ 良い睡眠と善い仕事

ぐっすり眠ることは働く人の健康と安全に欠かせません。さらに、気持ちも安定するため、職場の雰囲気良くなります。もちろん周りの人を攻撃したり、ハラスメントしたりする余地はなくなります。

米国での最近の研究によれば、しっかり眠った人は他人をより助けるようになるそうです。このことは次の3つから分かりました。第一に、睡眠8時間と0時間（徹夜）それぞれその後で脳の画像検査を行ったところ、睡眠8時間後では他人の状況を理解したり、思いやったりする脳の部位が活発になっていました。

第二に、数日間にわたって睡眠の状況とともに、困っている他人を援助しようとする程度を調べました。その結果、睡眠の質が良いほど、他人を助ける意欲は高くなりました。



独立行政法人労働者健康安全機構
埼玉産業保健総合支援センター

相談員 **高橋 正也** 氏

労働安全衛生総合研究所・過労死等防止調査研究センター センター長、医学博士。専門は産業睡眠医学。安全衛生にとっていかに睡眠が大切な、周知啓発活動を行っている。

健康寿命をのばそう
SMART LIFE PROJECT

スマート・ライフ・プロジェクトは、厚生労働省が展開する国民運動です。

厚生労働省は、ウェブサイト「健康寿命をのばそう SMART LIFE PROJECT」内に、心身の健康と睡眠をテーマにした特設Webコンテンツ「良い睡眠で、からだもこころも健康に。」を開設しています。

睡眠から社員の健康づくりや働き方の課題に取り組む企業の事例を紹介するほか、睡眠に関するQ&Aを掲載しています。良い睡眠をとるための工夫について知り、一人一人の健康づくりにお役立てください。

SMART LIFE PROJECT ▶▶



第三に、慈善団体への寄付の状況をデイト・セイビング・タイム（通称、サマータイム）に合わせて分析しました。米国では3月初頭に午前2時が3時に進みます（春の前進）。このせいで睡眠に充てる時間は1時間短くなります。そして、11月初頭には午前2時が1時に戻ります（秋の後退）。実際の寄付額を調べると、春の前進の前に比べて後では一割ほど減りました。それに対して、秋の後退

の前後では差がありませんでした。

よく眠ることで、脳の中でも、意思の面でも、行動の面でも、他人を助けるように変わります。睡眠を充分にとると、職場全体でお互いに助け合いながら善い仕事ができるようになるでしょう。

埼玉さんぽマスコット



「守ちゃん」 「健（ちゃん）」

埼玉さんぽ
ってどんなところ？

メンタルヘルス対策を無料で支援します

メンタルヘルス対策してますか？

埼玉さんぽセンターでは、メンタルヘルス対策に関する研修会（若年労働者向けセルフケア研修、管理監督者向けラインケア研修）の講師を無料で派遣しています。事業場における体制づくりのアドバイスも致します。ぜひご利用ください。お申込み・詳細はホームページをご覧ください。 ※研修の実施回数には制限があります。

ホームページは
こちら



令和5・6年度 R6.1月～4月 講習会等一覧

講習内容	開催日	講習会場
※連合会共催 特定化学物質・四アル鉛等作業主任者講習 @15,180円 定員90名満員御礼	1月15日(月) 16日(火)	埼玉医大かわごえクリニック 川越市脇田本町 21-7 (JR 川越駅西口5分) 〈駐車場:なし〉
※好評講習 保護具着用管理責任者教育 @13,750円 定員30名満員御礼	1月23日(火)	(一社)川越地区労働基準協会 川越市新宿町2-6-9 (JR 川越駅西口15分) 〈駐車場:なし〉
第3回危険予知(KY)訓練研修 @12,760円 定員30名程度	2月9日(金)	(一社)川越地区労働基準協会 川越市新宿町2-6-9 (JR 川越駅西口15分) 〈駐車場:なし〉
※川越労働基準監督署後援 労務管理講習会 @無料 定員90名程度	2月14日(水)	埼玉医大かわごえクリニック 川越市脇田本町 21-7 (JR 川越駅西口5分) 〈駐車場:なし〉
※好評講習 保護具着用管理責任者教育 @13,750円 定員30名程度	3月12日(火)	(一社)川越地区労働基準協会 川越市新宿町2-6-9 (JR 川越駅西口15分) 〈駐車場:なし〉
新入者安全衛生教育講習 @10,153円 定員90名程度	4月5日(金)	埼玉医大かわごえクリニック 川越市脇田本町 21-7 (JR 川越駅西口5分) 〈駐車場:なし〉
動力プレスの金型等調整業務講習 @12,100円 定員30名程度	4月12日(金)	(一社)川越地区労働基準協会 川越市新宿町2-6-9 (JR 川越駅西口10分) 〈駐車場:なし〉
自由研削といしの取替え等業務講習 @12,320円 定員40名程度	4月19日(金)	(一社)川越地区労働基準協会 川越市新宿町2-6-9 (JR 川越駅西口10分) 〈駐車場:なし〉
※新規 化学物質管理責任者講習 @12,980円 定員90名程度	4月25日(木)	埼玉医大かわごえクリニック 川越市脇田本町 21-7 (JR 川越駅西口5分) 〈駐車場:なし〉
※出張講座 テールゲートリフター特別教育 問い合わせください	随時	学科のみ4時間の講習

発行所

一般社団法人
川越地区労働基準協会



編 発 発
集 行 行
人 人 日

この度、協会ホームページリニューアルにつきまして、事前告知させていただきます。より見やすく、快適に利用できるように、構成やデザイン及びシステムを一新します。

【リニューアル実施予定日時】

2024年4月1日(月)9時よりリニューアルを実施いたします。
ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

【ご注意事項】

ホームページリニューアルにより URL が変更となります。

■現在：<https://kawagoe-roudou.sakura.ne.jp>

■リニューアル後：<https://kawagoe-roudou.com>

リニューアル後一定期間は、自動で新 URL のページに転送するよう設定します。

「ブックマーク」登録されている場合は、リニューアル以降順次再登録をお願いします。

事 会 令
務 和
局 六
長 長 年
一
岩 白 月
尾 井 一
哲 宏 日
二 一

安全作業者を育成する 危険予知訓練 研修会

受 講 案 内

〔実施団体：(一社)川越地区労働基準協会 安全衛生部会〕

【危険を予知・回避して安全作業の確立】

- ① 作業環境〔機械設備・原材料・作業行動等〕に潜んでいる危険を予知・把握・回避して、安全な作業行動を実践し、部下を指導・監督する第一線監督者〔職長・主任・係長・リーダーなど〕の安全指導能力の向上を図る。
- ② 作業員自身も、作業環境に潜んでいる危険を予知・把握・回避して、常に安全な作業行動ができる作業員〔安全マン・安全ウーマン〕となって、安全な作業に取り組み、生産性の向上に寄与する。
- ③ 「全員参加による“ゼロ災”活動」の全社的な取り組み〔安全文化〕を創造しましょう。

指導者・監督者はもちろん、
一般作業員も、全員、危険予知訓練を体験しましょう

研 修 内 容

- ① 指差呼称などの実技
- ② 健康KYの進め方
- ③ KYT基礎4ラウンド
- ④ ワンポイントKYT
- ⑤ 一人KYTの進め方など

※ DVDや分かりやすいテキストを使用します。

【日 時】 令和 6年 2月 9日(金) 8:50~17:00 〔受付 8:15~8:45〕

【会 場】 (一社)川越地区労働基準協会 研修室 川越市新宿町 2-6-9 〔国道16号沿い〕

TEL:049-244-9422 FAX:049-242-0613 〔駐車場は使用できません。〕

【受講料】 12,760円(テキスト代含む:消費税込み) 非会員:14,960円

(※必ず、会員・非会員の別を申込書に記入してください)

【定 員】 30名〔定員になり次第締切りとなります。〕

【申込み期限】 令和 6年 1月26日(火)

◎お申し込み方法

- ①別紙申込書に記入の上、FAX〔049-242-0613〕してください。
- ②「請求書」、郵便局「払込取扱票」、「受講票」を申込先(会社)宛に郵送します。
- ③受講料のお支払いにより、お手続き完了となります。

〔振込手数料は、各自でご負担のほどお願いいたします。〕

【修了証の発行】

講習の修了者には、「修了証」を当日交付します。

令和 6年 2月 9日(金)開催

危険予知訓練研修会 受講申込書

令和 5年度 第 3回

受講No. _____

主催 (一社) 川越地区労働基準協会

修了証 NO _____

受講者	フリガナ	※	男 女
	氏 名	※	昭・平 年 月 日生
	職名又は職種	※	
所属事業場	名 称	※	
	所在地等	※〒 _____ ※ _____ ※電話 _____	
	業 種	※	
	会員非会員の別 いずれか○を付す	※(1) 川越地区労働基準協会会員又は他地区労働基準協会会員 (2) 非会員	
上記のとおり申し込みます。 ※ 令和 年 月 日 事業者 職・氏名 印 (申込部署の責任者又は教育研修ご担当者)			

受講申込書に記載された個人情報は、講習会受付及び受講者管理にのみ用います。

-----切り離さないでください-----

受 講 票 <危険予知訓練研修会>

受講No. _____

講習場所 (一社) 川越地区労働基準協会

氏 名	※	出席 確認
事業場名	※	
受 講 日	令和 6. 2. 9(金)	

2階講習室

受付開始 8:15

開講前説明 8:50

開講 9:00

閉講 16:30を予定

お願い⇒① ※印の箇所は、必ずご記入ください。 ② 駐車場は使用できません。

労務管理講習会のご案内

主催：(一社)川越地区労働基準協会
後援：川越労働基準監督署

- ◎ 日 時 令和6年2月14日(木) 13:30~16:45(予定)
◎ 会 場 埼玉医科大学かわごえクリニック 6F会議室
川越市脇田本町21-7 [JR川越駅西口5分] 駐車場は利用できません/電車等利用
◎ 定 員 90名
◎ 申込み期限 令和5年2月8日(木) [先着順で定員になり次第、締め切ります]
◎ 参加料 無 料
◎ 申込み方法 下記の「労務管理講習会参加申込書」を協会あてFAXしてください。
FAX番号：049-242-0613(着信をもって受付完了)

講習会のテーマと主な内容

1 管理指導状況と労務管理のポイント

講師：川越労働基準監督署
第一方面主任監督官
藤澤 知洋 様

2 働く世代のための“こころのセルフケア”

講師：日本大学病院 精神科 医療員
公認心理師、臨床心理士
産業カウンセラー 星野 ゆかり 様

3 パワハラ上司をつくらない職場づくりについて

講師：埼玉働き方改革推進支援センター
社会保険労務士 大野 貴雄 様

4 閉会のご挨拶

後援：川越労働基準監督署
署長 川又 裕子 様

労務管理講習会 参加申込書

事業場名			
所在地	〒	電話	
参加者職氏名			

労働安全衛生法第59条第1項
労働安全衛生規則第35条第1項

新 入 者 安全衛生 教育講習

受 講 案 内

〔実施団体：一般社団法人川越地区労働基準協会〕

【日 時】 令和6年4月5日(金) 9:30~17:00〔受付開始8:45〕

【会 場】 埼玉医科大学かわごえクリニック 6F会議室
川越市脇田本町21-7〔JR川越駅西口5分〕
〔駐車場はありません。電車等をご利用ください。〕

【研修の内容】

- ① 職場の安全の確保について
- ② 職場の衛生・健康の確保について
- ③ 安全作業の心得について
- ④ 正しい作業方法・作業行動について
- ⑤ 危険な機械設備・有害な原材料の取扱い方法について
- ⑥ 自己の心とからだの健康管理について
- ⑦ 職場の人間関係について
- ⑧ 早期戦力アップのために、その他

【定 員：申込み期限⇒令和6年3月25日(月)】

80名〔定員に達し次第、締切となります。確認の上、お申込みください。〕
(感染症対策のため、間隔を空けております)

【受講料】

協会会員：10,153円(テキスト代含む：消費税込み) 非会員：12,353円
(※必ず、会員・非会員の別を申込書に記入してください)

【申込み方法】

- ① 別紙申込書に記入の上、FAX〔049-242-0613〕してください。
- ② 「請求書」、郵便局「払込取扱票」、「受講票」を申込先(会社)宛に郵送します。
- ③ 受講料のお支払いにより、お手続き完了となります。
〔振込手数料は、各自でご負担のほどお願いいたします。〕

【修了証の発行】

講習の修了者には、「修了証」を当日交付します。

以上

受講申込書

新入者安全衛生教育講習

日時: 令和6年4月5日(金) 9:30~17:00

実施団体: 一般社団法人川越地区労働基準協会

受講No. _____

修了証No. _____

受講者	フリガナ	※	男	女
	氏名	※	昭・平	年 月 日生
	職種又は職名	※		
所属事業場	名称	※		
	所在地等	※〒 _____ - _____		
		※ _____		
		※電話 _____ - _____ - _____		
	業種	※		
	労働者数	※		名
※会員非会員の別 (いずれかに○を付してください)				
(1) 川越地区労働基準協会又は所沢地区等その他県内地区労働基準協会会員 (2) 非会員				
上記のとおり申し込みます。				
※ 令和 6年 月 日				
[会社責任者 職・氏名 印]⇒ _____ 印				

※受講申込書に記載された個人情報は、講習会及び受講者管理にのみ用います。

受講票

4月5日(金) 新入者安全衛生教育講習

埼玉医科大学かわごえクリニック 6階会議室

受講No. _____

氏名	※	出席 確認
事業場名	※	
月 日	4月5日(金)	

受付開始 8:45~

受講開始 9:30~

※入館する際は、マスク着用、検温、
手指消毒等のご協力をお願いします。

お願い⇒① ※印の箇所は、必ずご記入ください。

② 駐車場は、ありません。

令和 6 年 1 月

各 位

インボイス登録番号[T2030005008612]
一般社団法人 川越地区労働基準協会

「化学物質管理者講習」のご案内

令和6年4月から、化学物質を製造し又は取り扱う事業場については化学物質管理者を選任し、化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理に係る技術的事項を管理させることが義務づけられます。(労働安全衛生規則第 12 条の 5)

つきましては、行政通達に基づきリスクアセスメント対象物を取り扱う事業場で選任すべき化学物質管理者を対象とする講習を行います。

是非この機会に受講していただきますようお願い申し上げます。

(ご注意: 本講習は、リスクアセスメント対象物を製造する事業場は対象外です)

記

1. 日 時 令和 6 年 4 月 25 日(木)
午前 9 時 30 分～午後 5 時 00 分
2. 会 場 埼玉医大川越クリニック 6F会議室(申込書案内図参照)
川越市脇田本町 21-7 [JR川越駅西口5分]
[駐車場はありません。電車等をご利用ください。]
3. 定 員 80 名【定員になり次第締め切ります】
4. 受 講 料 協会会員:12, 980円(消費税込;受講料 11,000 円、テキスト代 1,980 円)
非会員:15, 180円(消費税込;受講料 13,200 円、テキスト代 1,980 円)
(※必ず、会員・非会員の別を申込書に記入してください)
5. 申 込 先 一般社団法人川越地区労働基準協会
〒350-1124 川越市新宿町 2-6-9 電話:049-244-9422 FAX:049-242-0613
6. 申込方法 ① 別紙申込書に記入の上、FAX[049-242-0613]してください。
② 「請求書」、郵便局「払込取扱票」、「受講票」を申込先(会社)宛に郵送します。
③ 受講料のお支払いにより、お手続き完了となります。
[振込手数料は、各自でご負担のほどお願いいたします。]
7. 申込締切 講習開催日の1週間前まで。受講料入金・受講者変更申出の締切も同日まで。
8. その他 講習修了者には「修了証」を交付します。

以上

受講申込書

化学物質管理者講習

日時: 令和 6年 4月 25日(木) 9:30~17:00

実施団体: 一般社団法人川越地区労働基準協会

受講No. _____

修了証No. _____

受講者	フリガナ	※	男 女
	氏 名	※	昭・平 年 月 日生
	職種又は職名	※	
所属事業場	名 称	※	
	所在地等	※〒 _____ - _____ ※ _____ ※電話 _____ - _____ - _____	
	業 種	※	
	労働者数	※	名
※会員非会員の別 (いずれかに○を付してください) (1) 川越地区労働基準協会又は所沢地区等その他県内地区労働基準協会会員 (2) 非会員 上記のとおり申し込みます。 ※ 令和 6年 月 日 [会社責任者 職・氏名 印]⇒ _____ 印			

※受講申込書に記載された個人情報は、講習会及び受講者管理にのみ用います。

受講票

4月25日(木) 化学物質管理者講習

受講場所 : 埼玉医科大学かわごえクリニック 6階会議室

川越市脇田本町 21-7

受講No. _____

氏 名	※	出席 確認
事業場名	※	
月 日	4月25日(木)	

受付開始 8:45~

受講開始 9:30~

お願い⇒① ※印の箇所は、必ずご記入ください。

② 駐車場は、ありません。

川越ろうきニュース

新春のお喜び申し上げます。

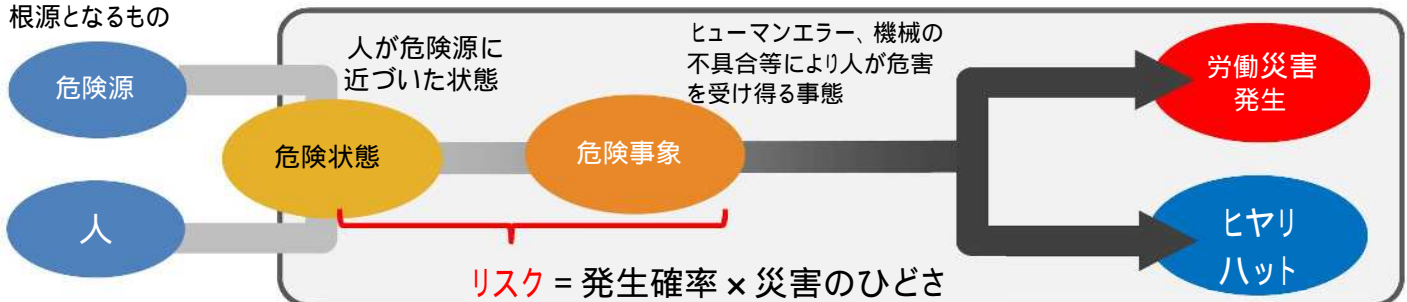
本年無災害でよい年になるよう職場の危険がないかチェックしてみましょう。

あなたの職場は大丈夫？

1	労働安全衛生関係法令について定期的に情報を入手し、遵守状況等を確認していますか。
2	安全衛生の担当者を選任していますか。（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者など）
3	リスクアセスメントに取り組んでいますか。
4	機械・設備にカバーや安全装置は付いていますか。
5	機械・設備が安全に使用できるように点検・修理等を実施していますか。
6	作業場等は整理整頓されていますか。また、転倒リスクがある箇所に必要な対策を講じていますか。 (防滑対策、つまずき等の防止のための段差の解消等)
7	安全に作業できるように、保護具を使用させていますか。 (安全靴、安全帯、手袋、ヘルメット、防毒マスク等) 要求性能墜落制止用器具
8	安全衛生教育を実施していますか。（雇入れ時又は作業内容を変更した時など）
9	作業手順を理解させていますか。 また、作業手順には危険のポイントなどが網羅されていますか。
10	墜落・転落のおそれのある作業はありますか。 また、その作業について墜落・転落を防止するための措置を確実に実施していますか。
11	労働災害防止のための標識、掲示等について、図解等の工夫でわかりやすくしていますか。
12	免許・技能講習が必要な業務に、無資格のままに従事させていませんか。
13	交通ルールを遵守させるため、定期的に同ルールを確認、教育していますか。

労働災害の発生プロセス

人に危害を及ぼす
根源となるもの



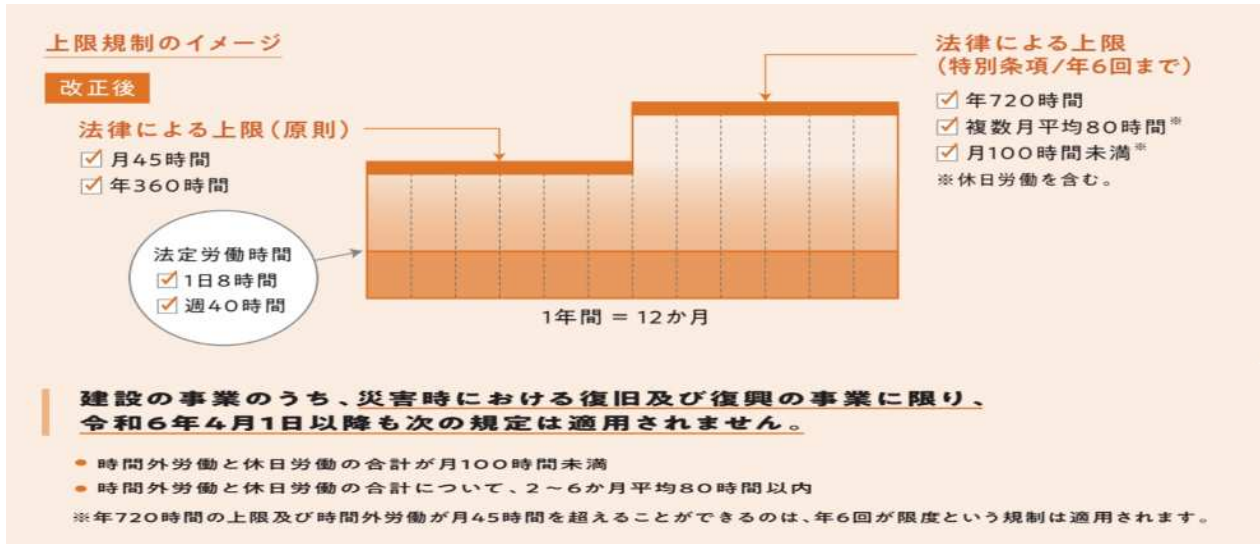
2024年（令和6年）4月1日から

建設業・自動車運転者・医師にも時間外労働の上限規制が適用になります。

～準備は大丈夫ですか？～

川越労働基準監督署では、新たに適用される法制度の説明など、労務管理の改善に向けた支援をいたします。個別訪問による支援をご希望される場合は、川越労働基準監督署までご連絡ください。

建設業



自動車運転者

自動車運転の業務に関しては、**特別条項付き協定を締結する場合の時間外労働の上限は年960時間**（休日労働は含みません）です。

時間外労働と休日労働の合計について、「月100時間未満」、「2～6か月平均80時間以内」とする規制は適用されません。

「時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月まで」の規制は適用されません。

トラック運転者の新しい「改善基準告示」は、令和6年4月から適用されます。

1年の拘束時間：原則：3、300時間 最大：3、400時間

1か月の拘束時間：原則：284時間 最大：310時間

1日の休息期間：継続11時間を基本とし、継続9時間

医師

医療機関に適用する水準	月の上限時間	年の上限時間 (労基法第141条第2項)	年の上限時間 (労基法第141条第3項)
A (一般労働者と同程度)	100時間未満 (例外あり)	960時間	960時間
連携B (医師を派遣する病院)			1,860時間
B (救急医療等)			
C-1 (臨床・専門研修)			
C-2 (高度技能の修得研修)			

詳細は、川越労働基準監督署にお問い合わせください。

時間外労働を行わせるには36協定の締結・管轄の労働基準監督署への届出が必要です。

「時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）」締結の際は、その都度、当該事業場に

- ①労働者の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある場合はその労働組合
過半数組合がない場合は労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）

と、書面による協定をしなければなりません。

また、の過半数組合の要件を満たさない場合、の過半数代表者の選出が適正に行われていない場合には、36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ても**無効**になり、労働者に法定外の時間外・休日労働を行わせることはできません。

36協定の締結に当たり、労働者側の当事者となる過半数代表者については、過半数代表者本人に聞くなどにより、次の3事項を必ず確認してください。

労働者の過半数を代表していること

（正社員だけでなく、パートやアルバイトなど事業場のすべての労働者の過半数を代表している必要があります。）

その選出に当たっては、すべての労働者が参加した民主的な手続がとられていること

（使用者が指名した場合や、社員親睦会の幹事などを自動的に選任した場合には、その人は36協定を締結するために選出されたわけではありません。）

管理監督者に該当しないこと

（管理監督者とは、労働基準法第41条第2号に規定する経営者と一体的な立場にある人です。）

労働基準監督署に届け出た36協定は労働者に周知しなければなりません。

周知の具体例

- ・常時各作業場の見やすい場所に掲示・備え付ける
- ・書面を労働者に交付する
- ・磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する

年5日の有給休暇を確実に取得させましょう。

2019年4月1日から、使用者は10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、年5日については、使用者が時季を指定して確実に取得させることが義務付けられています。

労働基準法において、労働者は

雇入れの日から**6か月連続**して雇われている

全労働日の**8割以上**を出勤している

この2点を満たしていれば、年次有給休暇を取得することができます。

埼玉県の最低賃金

令和5年11月1日更新

地域別最低賃金	時間額	適用労働者	改正発効日
埼玉県最低賃金	1,028円	埼玉県内の事業場で働く全ての労働者（特定最低賃金の適用業種で働く労働者で、適用が除外される者も含む）	令和5年 10月1日

特定（産業別）最低賃金	時間額	適用労働者	改正発効日
埼玉県非鉄金属製造業最低賃金 非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）	1,048円	左記の事業場で働く労働者。 ただし、次に掲げる者を除く。	令和5年 12月1日
埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）	1,055円	1 18歳未満又は65歳以上の者	
埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金 輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）	1,055円	2 雇入れ後3月未満の者であって、 技能習得中のもの	
埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金 光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）	1,064円	3 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者	
埼玉県自動車小売業最低賃金 自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）	1,060円	4 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	

- (注) 1 使用者は、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
2 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。
3 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。
4 実際に支払われる賃金額と最低賃金額との比較方法
・時間給の場合は、時間給と最低賃金額を比較します。
・月給等の場合は、所定内賃金から3手当（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当）を差し引いた賃金額を1時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。
5 障害により著しく労働能力が低い者などについて使用者が埼玉労働局長の最低賃金減額特例許可を受けた場合は、減額した最低賃金額が適用されます。

最低賃金コーナーはコチラ⇒



◎ この一覧表を常時作業場の見やすい場所に掲示してください。

埼玉労働局
労働基準監督署